

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 事業優先度設定の手引</p> <p><b>1 作成の目的</b> 道では、限られた財源の中で、「選択と集中」の観点を一層具体化し、優先的に整備する社会資本を明らかにするため、「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」を平成 20 年 12 月に策定（平成 25 年 6 月改訂）し、<u>社会資本の戦略的・効果的な整備を進めてきましたが、平成 28 年 3 月に「北海道総合計画（H28～H37）」を策定したことから、この度、特定分野別計画である本方針も見直すこととし、平成 29 年 3 月に「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」（以下「重点化方針」という。）を策定しました。</u></p> <p>この「重点化方針」では、政策を実現するための方策である「施策」と施策を実現するために行う「事業」の両面に着目し、社会資本の整備に優先度を取り入れることとし、「施策優先度」の設定結果を別表 1 として公表しましたが、「事業優先度」については、地域からの政策提案、国等の重点政策、他事業との調整などの情勢変化に的確に対応するため、毎年、点検・評価を行う必要があることから、設定の考え方を示すこととしました。</p> <p>この「事業優先度設定の手引」（以下「手引」という。）は、毎年度の事業執行に当たり、予算を必要性・優先性の高い事業に振り向ける手立てである事業優先度を設定する際の指針として作成するものです。</p> <p><b>2 事業優先度の設定</b> <b>(1) 事業優先度設定の考え方</b> <b>ア 対象とする事業</b> 優先度設定の対象とする事業は、道が事業主体として、社会資本を直接整備するものとしています。ただし、維持管理や長寿命化など次の事業については設定の対象としていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助・交付金事業のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を保全するための維持管理や長寿命化などに係る事業</li> </ul> </li> <li>● 道単独事業*のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害への対応や地域の実情に応じて緊急的に実施する事業</li> <li>・施設の機能を保全するための維持管理に係る事業</li> <li>・公共事業等に係る事前調査</li> <li>・施設等建設事業</li> </ul> </li> </ul> <p>*道単独事業 国庫補助の対象とならない地方債を活用した道路や街路の整備、道単独の道路及び河川の清掃、草刈、道立施設の整備等、道が単独で実施する社会資本整備のための事業等</p> <p><b>イ 優先度設定の単位</b> 「事業優先度」は、事業実施箇所ごとに設定します。 なお、この「手引」では、「事業優先度」の判断基準について、「事業のカテゴリー」*ごとに設定しています。</p>	<p style="text-align: center;">新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 事業優先度設定の手引</p> <p><b>1 作成の目的</b> 道では、限られた財源の中で、「選択と集中」の観点を一層具体化し、優先的に整備する社会資本を明らかにするため、「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」を <u>2008（平成 20）年 12 月に策定（2013（平成 25 年）6 月改訂）し、優先度の高い事業への重点投資を進めてきました。また、2017（平成 29）年 3 月には、「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」（以下「重点化方針」という。）を策定し、独自の優先度設定の考え方は継承しつつ、よりメリハリを付けた優先度の設定とし、必要な社会資本整備の推進に努めてきましたが、2021（令和 3）年 10 月に「北海道総合計画」を改訂したことから、この度、特定分野別計画である本方針も見直すこととし、2023（令和 5）年 3 月に改訂したところで</u>す。</p> <p>この「重点化方針」では、政策を実現するための方策である「施策」と施策を実現するために行う「事業」の両面に着目し、社会資本の整備に優先度を取り入れることとし、「施策優先度」の設定結果を別表 1 として公表しましたが、「事業優先度」については、地域からの政策提案、国等の重点政策、他事業との調整などの情勢変化に的確に対応するため、毎年、点検・評価を行う必要があることから、設定の考え方を示すこととしました。</p> <p>この「事業優先度設定の手引」（以下「手引」という。）は、毎年度の事業執行に当たり、予算を必要性・優先性の高い事業に振り向ける手立てである事業優先度を設定する際の指針として作成するものです。</p> <p><b>2 事業優先度の設定</b> <b>(1) 事業優先度設定の考え方</b> <b>ア 対象とする事業</b> 優先度設定の対象とする事業は、道が事業主体として、社会資本を直接整備するものとしています。ただし、維持管理や長寿命化など次の事業については、<u>最優先に取り組むべきものであることから、優先度設定の対象としていません。（維持管理や長寿命化については、北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）等に基づき効率的・効果的な維持管理・更新等を推進します。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助・交付金事業のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を保全するための維持管理や長寿命化などに係る事業</li> </ul> </li> <li>● 道単独事業*のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害への対応や地域の実情に応じて緊急的に実施する事業</li> <li>・施設の機能を保全するための維持管理に係る事業</li> <li>・公共事業等に係る事前調査</li> <li>・施設等建設事業</li> </ul> </li> </ul> <p>*道単独事業 国庫補助の対象とならない地方債を活用した道路や街路の整備、道単独の道路及び河川の清掃、草刈、道立施設の整備等、道が単独で実施する社会資本整備のための事業等</p> <p><b>イ 優先度設定の単位</b> 「事業優先度」は、事業実施箇所ごとに設定します。 なお、この「手引」では、「事業優先度」の判断基準について、「事業のカテゴリー」*ごとに設定しています。</p>	<p>「重点化方針」R5.3 改訂を踏まえ、記述を修正・追加</p> <p>「重点化方針」R5.3 改訂に合わせ、記述を追加</p>

\*「事業の 카테고리」とは、事業の目的や効果等が類似した対象事業を類型化したもので、別表1のとおり、[35](#)の「事業 카테고리」に分類しています。

### ウ 事業優先度の区分

事業ごとに設定する「事業優先度」は、次のとおり「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の3つのグループに区分しています。

- ・ グループⅠ：早期効果発現を旨し優先的に進める事業
- ・ グループⅡ：計画どおりに進める事業や新規に取り組む事業
- ・ グループⅢ：予算との調整により、その都度優先度を検討する事業

### エ 事業優先度設定の仕組み

「事業優先度」については、「施策優先度」と「事業のランク」を次のとおり組み合わせ、設定します。

【施策優先度と事業のランクの組み合わせ】

		事業のランク	
		ランク1	ランク2
施策優先度	A	Ⅰ	
	B1	Ⅰ	Ⅱ
	B2	Ⅱ	Ⅲ
	C	Ⅲ	

ただし、「グループⅠ」の事業であっても、他の優先的に進める事業との調整やその他特殊事情によるものはこの限りではありません。

## (2) 事業のランクの考え方

### ア 事業のランクの設定

「事業のランク」は、事業ごとに、地域重視、政策重視、事業効果の3つの視点により、効果等の高いものを「ランク1」、低いものを「ランク2」とする2段階に区分し、設定します。

### イ 事業のランクの基本的な視点

- ① 地域重視の視点
  - ・ 「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの
  - ・ 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの
  - ・ 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの

\*「事業の 카테고리」とは、事業の目的や効果等が類似した対象事業を類型化したもので、別表1のとおり、[36](#)の「事業 카테고리」に分類しています。

### ウ 事業優先度の区分

事業ごとに設定する「事業優先度」は、次のとおり「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の3つのグループに区分しています。

- ・ グループⅠ：早期効果発現を旨し優先的に進める事業
- ・ グループⅡ：計画どおりに進める事業や新規に取り組む事業
- ・ グループⅢ：予算との調整により、その都度優先度を検討する事業

### エ 事業優先度設定の仕組み

「事業優先度」については、「施策優先度」と「事業のランク」を次のとおり組み合わせ、設定します。

【施策優先度と事業のランクの組み合わせ】

		事業のランク	
		ランク1	ランク2
施策優先度	A	Ⅰ	
	B1	Ⅰ	Ⅱ
	B2	Ⅱ	Ⅲ
	C	Ⅲ	

ただし、「グループⅠ」の事業であっても、他の優先的に進める事業との調整やその他特殊事情によるものはこの限りではありません。

## (2) 事業のランクの考え方

### ア 事業のランクの設定

「事業のランク」は、事業ごとに、地域重視、政策重視、事業効果の3つの視点により、効果等の高いものを「ランク1」、低いものを「ランク2」とする2段階に区分し、設定します。

### イ 事業のランクの基本的な視点

- ① 地域重視の視点
  - ・ 「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの
  - ・ 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの
  - ・ 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの

別表1の更新に合わせて、カテゴリ数を変更

② 政策重視の視点

- ・ 国や道の重点政策などにおける位置づけが明確なもの
- ・ 「北海道総合計画(H28～H37)」の特定分野別計画を推進する上で、特に貢献度の高いもの

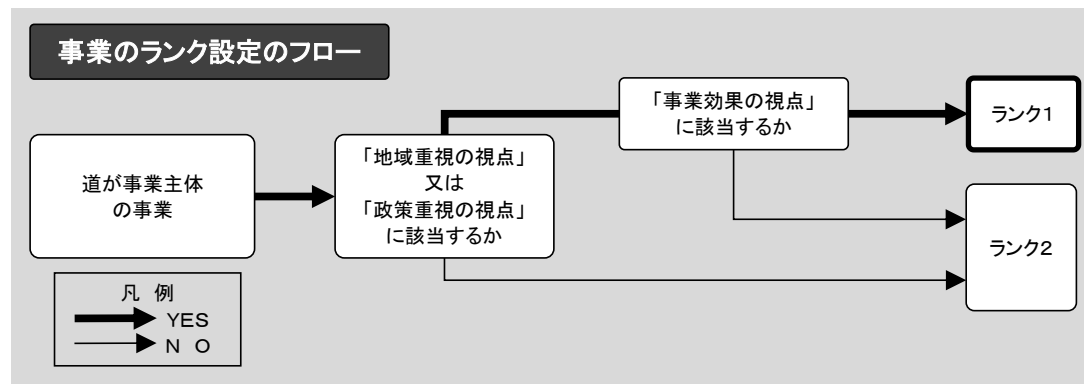
③ 事業効果の視点

- ・ 「北海道総合計画(H28～H37)」の指標の進捗に対する貢献度の高いもの
- ・ 施策の目的を達成する上で、特に事業効果の大きいもの
- ・ 事業間連携などによる事業効果の早期発現や効果的・効率的な事業の実施が可能なもの(直轄・補助の連携、ハード・ソフトとの連携 等)

ウ 事業のランクの区分

「事業のランク」は、イの基本的な視点から設定します。

- ・ ランク1: 「地域重視の視点」又は「政策重視の視点」に該当し、かつ、「事業効果の視点」に該当するもの
- ・ ランク2: 上記以外のもの



(3) 事業優先度の判断基準

事業優先度の判断基準については、(1) 及び (2) の考え方に基づき、別表2のとおり「事業の категория」ごとに、関連する施策や事業のランクの具体的な判断基準などを示しています。

3 推進管理

「施策優先度」や「事業優先度」に応じた事業の実施状況など、「重点化方針」に基づいた取組について毎年度把握を行いながら、より必要性・優先性の高い事業を推進します。

なお、この「手引」については、「事業の категория」の変更が生じた場合など、必要に応じて、見直しを図ります。

② 政策重視の視点

- ・ 国や道の重点政策などにおける位置づけが明確なもの
- ・ 「北海道総合計画(2021改訂版)」の特定分野別計画を推進する上で、特に貢献度の高いもの

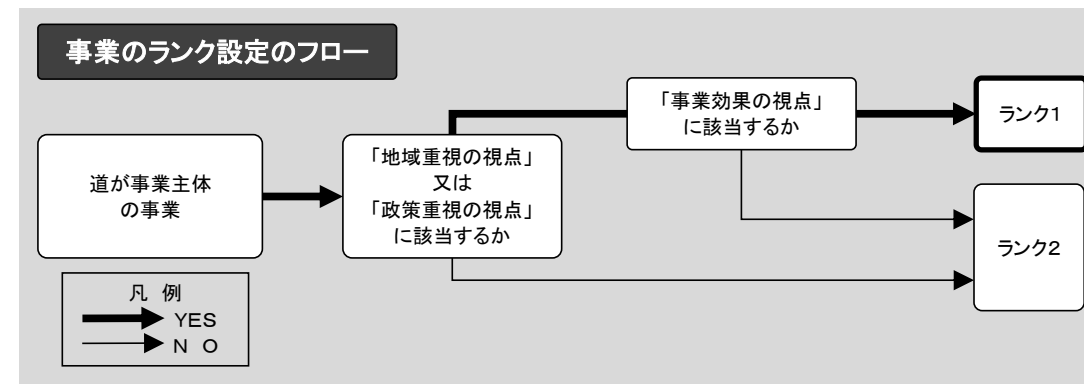
③ 事業効果の視点

- ・ 「北海道総合計画(2021改訂版)」の指標の進捗に対する貢献度の高いもの
- ・ 脱炭素化、デジタル化を推進する上で、特に事業効果の大きいもの
- ・ 施策の目的を達成する上で、特に事業効果の大きいもの
- ・ 事業間連携などによる事業効果の早期発現や効果的・効率的な事業の実施が可能なもの(直轄・補助の連携、ハード・ソフトとの連携 等)
- ・ 平常時、災害時の両面において利活用できるなど多目的、多機能を有しているもの

ウ 事業のランクの区分

「事業のランク」は、イの基本的な視点から設定します。

- ・ ランク1: 「地域重視の視点」又は「政策重視の視点」に該当し、かつ、「事業効果の視点」に該当するもの
- ・ ランク2: 上記以外のもの



(3) 事業優先度の判断基準

事業優先度の判断基準については、(1) 及び (2) の考え方に基づき、別表2のとおり「事業の категория」ごとに、関連する施策や事業のランクの具体的な判断基準などを示しています。

3 推進管理

「施策優先度」や「事業優先度」に応じた事業の実施状況など、「重点化方針」に基づいた取組について毎年度把握を行いながら、より必要性・優先性の高い事業を推進します。

なお、この「手引」については、「事業の категория」の変更が生じた場合など、必要に応じて、見直しを図ります。

総合計画の年次を修正

「重点化方針」R5.3改訂に合わせ、事業効果の視点を追加

旧				新				
別表1 「事業の 카테고리」(対象事業の類型化)				別表1 「事業の 카테고리」(対象事業の類型化)				
事業所管部	対象事業名	「事業の 카테고리」名	整理番号	事業所管部	対象事業名	「事業の 카테고리」名	整理番号	
総合政策部	空港整備事業	空港整備事業	1	総合政策部	空港整備事業	空港整備事業	1	
環境生活部	自然公園施設整備事業	自然公園整備事業	2	環境生活部	自然公園施設整備事業	自然公園整備事業	2	
農政部	道営農地整備事業(経営体育成型)	経営体育成基盤整備事業	3	農政部	道営農地整備事業	農地整備事業	3	
	道営農地整備事業(畑地帯担い手育成型)	畑地帯総合整備事業	4		道営畑地帯総合整備事業	畑地帯総合整備事業	4	
	道営農地整備事業(畑地帯担い手支援型)		5		道営草地畜産基盤整備事業		草地畜産基盤整備事業	5
	道営草地畜産基盤整備事業		6		道営水利施設整備事業(基幹水利施設整備型)		水利施設整備事業	6
	道営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	7	道営農業水利施設保全合理化事業		水利施設整備事業(農地集積促進型)	7		
	道営農業水利施設保全合理化事業	8	道営水利施設整備事業(農地集積促進型)			8		
	道営水利施設整備事業(農地集積促進型)	9	地域用水環境整備事業		9			
	道営地域用水環境整備事業	農地防災・保全事業	10		道営防災ダム整備事業	農村地域防災減災事業	8	
	道営ため池整備事業							
	道営用排水施設等整備事業							
	道営農地保全整備事業							
	道営特定農業用管水路等特別対策事業							
	道営農業用河川工作物等応急対策事業							
	道営地すべり対策事業							
	道営農村防災施設整備事業							
	道営広域営農団地農道整備事業	農道整備事業	11		道営農地整備事業(通作条件整備型)	農道整備事業	10	
	道営農地整備事業(通作条件整備)							
	農道整備特別対策事業							
	道営農地整備事業(中山間地域型)	中山間総合整備事業	12		道営農村整備事業(営農飲雑用水施設整備事業)	営農飲雑用水施設整備事業	11	
	道営中山間地域総合整備事業	海岸保全施設整備事業	13		道営中山間地域農業農村総合整備事業	中山間地域農業農村総合整備事業	12	
道営海岸保全施設整備事業	道営海岸保全施設整備事業			13				
水産林務部	水産基盤整備事業(うち漁場施設)	水産基盤整備事業(うち漁場施設)	14	水産林務部	水産基盤整備事業(うち漁場施設)	水産基盤整備事業(うち漁場施設)	14	
	水産基盤整備事業(うち漁港施設)	水産基盤整備事業(うち漁港施設)	15		水産基盤整備事業(うち漁港施設)	水産基盤整備事業(うち漁港施設)	15	
	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	16		海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	16	
	森林環境保全整備事業(林道事業)	森林整備事業(林道事業)	17		森林環境保全整備事業(林道事業)	森林整備事業(林道事業)	17	
	農山漁村地域整備交付金事業(林道事業)							
	防災林造成事業	保安林整備事業	18		防災林造成事業	山地治山事業	18	
	水源地域整備事業							
	保安林整備事業							
	共生保安林整備事業							
	復旧治山事業	山地治山事業	19		復旧治山事業	山地治山事業	19	
	緊急予防治山事業							
	地すべり防止事業							
	予防治山事業							
	地域防災対策総合治山事業							
	治山施設機能強化事業							
	山地災害総合減災対策治山事業							
	森林整備事業(公共事業(造林事業)〈道有林分〉)				道有林野事業			20
	森林整備事業(公共事業(林道事業)〈道有林分〉)							
森林整備事業(単独事業〈道有林分〉)								

旧				新				
事業所管部	対象事業名	「事業の 카테고리」名	整理番号	事業所管部	対象事業名	「事業の 카테고리」名	整理番号	
建設部	道路改良等事業	道路改良等事業	21	建設部	道路改良等事業	道路改良等事業	<u>20</u>	
	道路防雪事業	道路防雪・凍雪害防止事業	22		道路防雪事業	道路防雪・凍雪害防止事業		<u>21</u>
	道路凍雪害防止事業				<u>22</u>			
	道路交通安全施設事業	道路交通安全施設事業	23		道路交通安全施設事業	道路交通安全施設事業		22
	河川改修事業	河川改修事業	24		河川改修事業	河川改修事業		23
	河川改修事業(統合河川環境整備事業)	河川改修事業(統合河川環境整備事業)	25		河川改修事業(統合河川環境整備事業)	河川改修事業(統合河川環境整備事業)		24
	ダム事業	ダム事業	26		ダム事業	ダム事業		25
	砂防事業	砂防事業	27		砂防事業	砂防事業		<u>26</u>
	地すべり対策事業				急傾斜地崩壊対策事業			
	急傾斜地崩壊対策事業				土砂災害警戒避難対策事業			
	土砂災害警戒避難対策事業	土砂災害警戒避難対策事業	28		土砂災害警戒避難対策事業	土砂災害警戒避難対策事業		27
	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	29		海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業		28
	都市計画街路事業	都市計画街路事業	30		都市計画街路事業	都市計画街路事業		29
	都市公園・緑地等事業	都市公園・緑地等事業	31		都市公園・緑地等事業	都市公園・緑地等事業		30
	過疎下水道代行事業(過疎代行下水道事業)(特環代行+公共代行)	下水道事業	32		過疎下水道代行事業(過疎代行下水道事業)(特環代行+公共代行)	下水道事業		<u>31</u>
	流域下水道事業				流域下水道事業			
	特定公共下水道事業				特定公共下水道事業			
公営住宅ストック総合改善事業	既設公営住宅改善等事業	33	公営住宅ストック総合改善事業	既設公営住宅改善事業		<u>32</u>		
公営住宅整備事業(地域再編型整備及び広域再編型整備を除く)			公営住宅整備事業					
公営住宅整備事業(地域再編型整備及び広域再編型整備)	公営住宅整備事業	34	公営住宅整備事業	公営住宅整備事業		<u>33</u>		
道警本部	交通管制センター施設整備事業	交通安全施設等整備事業	35	道警本部	交通管制センター施設整備事業	交通安全施設等整備事業	<u>36</u>	
	交通規制標識等整備事業				交通規制標識等整備事業			
	交通信号機整備事業				交通信号機整備事業			
				教育庁	高等学校施設整備事業	高等学校施設整備事業	34	
					特別支援学校施設整備事業	特別支援学校施設整備事業	35	

旧							新											
別表2 事業優先度の判断基準							別表2 事業優先度の判断基準											
整理番号	事業所管部	事業の カテゴリー	施策優先度		事業優先度		「事業のランク」の具体的判断基準	整理番号	事業所管部	事業の カテゴリー	施策優先度		事業優先度		「事業のランク」の具体的判断基準			
			施策名 (地域優先度)	優先度	事業の ランク	優先度					施策名 (地域優先度)	優先度	事業の ランク	優先度				
1	総合政策部	空港整備事業	地方空港の機能向上に向けた施設の整備	B1	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの	1	総合政策部	空港整備事業	地方空港の機能向上に向けた施設の整備	全道優先度	B1	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの		
					2	II	②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」における位置づけが明確なもの						B1	2	II	②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」における位置づけが明確なもの		
2	環境生活部	自然公園整備事業	自然公園における利用施設等の整備など自然とのふれあいの場づくり	全道優先度	1	II	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの	2	環境生活部	自然公園整備事業	自然公園における利用施設等の整備など自然とのふれあいの場づくり	全道優先度	B2	1	II	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの		
					2	III	②政策重視の視点 ・「第四次環境基本計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの ・「北海道環境基本計画[第2次計画]」における位置づけが明確なもの						B1	1	I	②政策重視の視点 ・「第四次環境基本計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの ・「北海道環境基本計画[第2次計画]」における位置づけが明確なもの		
					B1	1	I						③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)「北海道総合計画」の指標である「道外からの観光入込客数」の進捗に対する貢献度の高いもの (2)国、道等が役割分担又は連携して効果的に実施しているもの	全道優先度	B2	1	II	③事業効果の視点 ・次の項目のいずれかに該当するもの (1)「北海道総合計画」の指標である「道外からの観光入込客数」の進捗に対する貢献度の高いもの (2)国、道等が役割分担又は連携して効果的に実施しているもの
						2	II								B1	2	III	
			(十勝) (釧路・根室)	B1	1	I					自然体験型観光のための施設の整備	全道優先度	B2	1	II			
					2	II							B1	2	III			
												(釧路・根室)	B1	1	I			
														2	II		B1	2

3	農政部	経営体育成基盤整備事業	農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備	A	1	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>・「<u>北海道農業・農村ビジョン21</u>」、「<u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u>」、「<u>北海道食の安全・安心基本計画</u>」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>・「<u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u>」の施策の推進に特に効果の大きいもの</li> <li>(次の6項目のうち4項目以上に該当するもの)</li> <li>(1)農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有</li> <li>(2)需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進</li> <li>(3)国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進</li> <li>(4)農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保</li> <li>(5)農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入</li> <li>(6)活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul>	3	農政部	農地整備事業	農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備	A	1	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>・「<u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u>」、「<u>北海道食の安全・安心基本計画</u>」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>・「<u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u>」の施策の推進に特に効果の大きいもの</li> <li>(次の項目のうち3項目以上に該当するもの)</li> <li>(1)持続可能で生産性が高い農業・農村の確立</li> <li>(2)国内外の需要を取り込む農業・農村の確立</li> <li>(3)多様な人材が活躍する農業・農村の確立</li> <li>(4)道民の理解に支えられる農業・農村の確立</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul> <p>・<u>脱炭素化、デジタル化を推進する上で、特に事業効果の大きいもの</u></p>
4	農政部	畑地帯総合整備事業	農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備	A	1	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>・「<u>北海道農業・農村ビジョン21</u>」、「<u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u>」、「<u>北海道食の安全・安心基本計画</u>」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>・「<u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u>」の施策の推進に特に効果の大きいもの</li> <li>(次の6項目のうち4項目以上に該当するもの)</li> <li>(1)農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有</li> <li>(2)需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進</li> <li>(3)国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進</li> <li>(4)農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保</li> <li>(5)農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入</li> <li>(6)活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul>	4	農政部	畑地帯総合整備事業	農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備	A	1	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>・「<u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u>」、「<u>北海道食の安全・安心基本計画</u>」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>・「<u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u>」の施策の推進に特に効果の大きいもの</li> <li>(次の項目のうち3項目以上に該当するもの)</li> <li>(1)持続可能で生産性が高い農業・農村の確立</li> <li>(2)国内外の需要を取り込む農業・農村の確立</li> <li>(3)多様な人材が活躍する農業・農村の確立</li> <li>(4)道民の理解に支えられる農業・農村の確立</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul> <p>・<u>脱炭素化、デジタル化を推進する上で、特に事業効果の大きいもの</u></p>

5	農政部	草地畜産 基盤整備 事業	農産物の安定生産の基盤とな る農地や農業用施設の整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの	5	農政部	草地畜産 基盤整備 事業	農産物の安定生産の基盤とな る農地や農業用施設の整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの
				2	②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「 <u>北海道農業・農村ビジョン21</u> 」、「 <u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの						2	②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「 <u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの			
			家畜排せつ物の有効利用など 農村地域の環境保全と資源リ サイクルの推進	B2	1	II	③事業効果の視点 ・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「 <u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の6項目のうち4項目以上に該当するもの) (1)農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有 (2)需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進 (3)国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進 (4)農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保 (5)農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入 (6)活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり				家畜排せつ物の有効利用など 農村地域の環境保全と資源リ サイクルの推進	B2	1	II	③事業効果の視点 ・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「 <u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の項目のうち3項目以上に該当するもの) (1)持続可能で生産性が高い農業・農村の確立 (2)国内外の需要を取り込む農業・農村の確立 (3)多様な人材が活躍する農業・農村の確立 (4)道民の理解に支えられる農業・農村の確立
					2	III	・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの						2	III	・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの
6	農政部	水利施設 整備事業	農産物の安定生産の基盤とな る農地や農業用施設の整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの	6	農政部	水利施設 整備事業	農産物の安定生産の基盤とな る農地や農業用施設の整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの
				2	②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「 <u>北海道農業・農村ビジョン21</u> 」、「 <u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの						2	②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「 <u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの			
					1		③事業効果の視点 ・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「 <u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の6項目のうち4項目以上に該当するもの) (1)農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有 (2)需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進 (3)国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進 (4)農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保 (5)農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入 (6)活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり					1		③事業効果の視点 ・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの ・「 <u>第6期北海道農業・農村振興推進計画</u> 」の施策の推進に特に効果の大きいもの (次の項目のうち3項目以上に該当するもの) (1)持続可能で生産性が高い農業・農村の確立 (2)国内外の需要を取り込む農業・農村の確立 (3)多様な人材が活躍する農業・農村の確立 (4)道民の理解に支えられる農業・農村の確立	
					2		・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの						2		・次の項目のいずれかに該当するもの (1)国営関連事業として位置づけられているもの (2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの (3)ソフト事業と一体的にすすめるもの (4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの







11	農政部	農道整備事業										<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>・「第6期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>・「第6期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの</li> <li>(次の項目のうち3項目以上に該当するもの)</li> <li>(1)持続可能で生産性が高い農業・農村の確立</li> <li>(2)国内外の需要を取り込む農業・農村の確立</li> <li>(3)多様な人材が活躍する農業・農村の確立</li> <li>(4)道民の理解に支えられる農業・農村の確立</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul>	
			農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備	A	I	1		9	農政部	広域農道整備事業	農産物物流通の合理化などのための農道の整備	C	1
			農産物物流通の合理化などのための農道の整備	C	III	2		10	農政部	農道整備事業			2
												<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>・「北海道農業・農村ビジョン21」、「第5期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>・「第5期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの</li> <li>(次の6項目のうち4項目以上に該当するもの)</li> <li>(1)農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有</li> <li>(2)需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進</li> <li>(3)国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進</li> <li>(4)農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保</li> <li>(5)農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入</li> <li>(6)活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul>	
												<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>・「第6期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>・「第6期北海道農業・農村振興推進計画」の施策の推進に特に効果の大きいもの</li> <li>(次の項目のうち3項目以上に該当するもの)</li> <li>(1)持続可能で生産性が高い農業・農村の確立</li> <li>(2)国内外の需要を取り込む農業・農村の確立</li> <li>(3)多様な人材が活躍する農業・農村の確立</li> <li>(4)道民の理解に支えられる農業・農村の確立</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul>	



13	農政部	海岸保全施設整備事業	洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備	A	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「<u>北海道農業・農村ビジョン21</u>」、「<u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u>」、「北海道食の安全・安心基本計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道総合計画」の指標である「食料自給率」向上への貢献度が特に高いもの</li> <li>「<u>第5期北海道農業・農村振興推進計画</u>」の<u>施策の推進に特に効果の大きいもの</u> (次の6項目のうち4項目以上に該当するもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有</li> <li>(2)需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進</li> <li>(3)国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進</li> <li>(4)農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保</li> <li>(5)農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入</li> <li>(6)活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり</li> </ul> </li> <li>次の項目のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)国営関連事業として位置づけられているもの</li> <li>(2)他事業との合併施工により効果的・効率的に事業を行うもの</li> <li>(3)ソフト事業と一体的にすすめるもの</li> <li>(4)多面的な機能を有し、かつ、相当広範囲な地域に事業効果が及ぶもの</li> </ul> </li> </ul>	
					2			
14	水産林務部	水産基盤整備事業（うち漁場施設）	<u>北方領土隣接地域の振興等対策の推進</u>	A	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「水産基本計画」、「漁港漁場整備長期計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道水産業・漁村振興推進計画」及び「圏域総合水産基盤整備事業計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、3項目以上に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)一人当たりの漁業生産額の向上に資するもの</li> <li>(2)直接、水産資源の増大に資するもの</li> <li>(3)安心・安全な水産物の効果的供給が見込まれるもの</li> <li>(4)水産資源の生息環境の保全・創造に資するもの</li> <li>(5)事業間連携による効果的・効率的な整備が図られるもの</li> </ul> </li> </ul>	
					2			
			A	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「水産基本計画」、「漁港漁場整備長期計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道水産業・漁村振興推進計画」及び「圏域総合水産基盤整備事業計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、3項目以上に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)一人当たりの漁業生産額の向上に資するもの</li> <li>(2)直接、水産資源の増大に資するもの</li> <li>(3)安心・安全な水産物の効果的供給が見込まれるもの</li> <li>(4)水産資源の生息環境の保全・創造に資するもの</li> <li>(5)事業間連携による効果的・効率的な整備が図られるもの</li> </ul> </li> </ul>		
								2
			A	1	I			<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「水産基本計画」、「漁港漁場整備長期計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道水産業・漁村振興推進計画」及び「圏域総合水産基盤整備事業計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、3項目以上に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)一人当たりの漁業生産額の向上に資するもの</li> <li>(2)直接、水産資源の増大に資するもの</li> <li>(3)安心・安全な水産物の効果的供給が見込まれるもの</li> <li>(4)水産資源の生息環境の保全・創造に資するもの</li> <li>(5)事業間連携による効果的・効率的な整備が図られるもの</li> </ul> </li> </ul>

15	水産 林務部	水産基盤 整備事業 (うち漁 港施設)	快適で活力ある漁港・漁村づ くり	C	1	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」における位置づけが明確なもの</li> <li>「水産基本計画」、「漁港漁場整備長期計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道水産業・漁村振興推進計画」及び「圏域総合水産基盤整備事業計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)大規模な漁港整備であるもの</li> <li>(2)緊急な安全対策が必要であるもの</li> <li>(3)事業の前倒し等、事業効果の早期発現を図る必要のあるもの</li> <li>(4)事業間連携や既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの</li> </ul>	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」における位置づけが明確なもの</li> <li>「水産基本計画」、「漁港漁場整備長期計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道水産業・漁村振興推進計画」及び「圏域総合水産基盤整備事業計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1)大規模な漁港整備であるもの</li> <li>(2)緊急な安全対策が必要であるもの</li> <li>(3)事業の前倒し等、事業効果の早期発現を図る必要のあるもの</li> <li>(4)事業間連携や既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの</li> </ul>	
			高齢者が生き生きと働ける漁 港づくり	B2	1			II
			水産物供給基地としての漁 港・漁場づくり	A	1			I
16	水産 林務部	海岸保全 施設整備 事業	洪水や土砂災害、火山噴火や 大規模地震、津波などに備え た安全性の高い災害防止施設 の整備	A	1	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、3項目以上に該当するもの</li> <li>(1)近年災害発生</li> <li>(2)災害発生時に大きな被害が見込まれる</li> <li>(3)既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの</li> <li>(4)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された箇所</li> <li>(5)国土の大きな喪失</li> <li>(6)ハード・ソフトとの連携</li> <li>(7)多面的な効果が見込まれるもの</li> <li>(8)他事業との連携</li> </ul>	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、3項目以上に該当するもの</li> <li>(1)近年災害発生</li> <li>(2)災害発生時に大きな被害が見込まれる</li> <li>(3)既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの</li> <li>(4)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された箇所</li> <li>(5)国土の大きな喪失</li> <li>(6)ハード・ソフトとの連携</li> <li>(7)多面的な効果が見込まれるもの</li> <li>(8)他事業との連携</li> <li>(9)脱炭素化の推進</li> </ul>	
					2			

17	水産 林務部	森林整備 事業（林 道事業）	健全な森林の整備と保全の推 進	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「北海道森林づくり基本計画」、「地域森林計画」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 (1)開設事業 ・森林の二酸化炭素吸収量に対する貢献度の高いもの（利用区域内の森林整備計画（実績）面積の割合が事業着手後、10カ年で概ね25%以上のもの） (2)改良事業 ・通行不能箇所など緊急的に改良が必要で、森林整備の実施に資するもの	17	水産 林務部	森林整備 事業（林 道事業）	健全な森林の整備と保全の推 進	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「北海道森林づくり基本計画」、「地域森林計画」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 (1)開設事業 ・森林の二酸化炭素吸収量に対する貢献度の高いもの（利用区域内の森林整備計画（実績）面積の割合が事業着手後、10カ年で概ね25%以上のもの） (2)改良事業 ・通行不能箇所など緊急的に改良が必要で、森林整備の実施に資するもの
					2		2								

18	水産 林務部	保安林整備 事業	健全な森林の整備と保全の推 進	A	1  2	I  I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「森林整備保全事業計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道森林づくり基本計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のいずれかに該当するもの           <ol style="list-style-type: none"> <li>「森林整備保全事業計画」の指標である「海岸防災林や防風林の保全」に対する貢献度の高いもの</li> <li>「事業評価における優先的配慮事項である新規要望箇所チェックリスト」20項目のうち、優先配慮事項に該当する項目でランクが高いもの、かつ主要公共施設を保全するもの</li> <li>直轄事業等との連携による効果的・効率的な整備が見込まれるもの</li> </ol> </li> </ul>	18	水産 林務部	山地治山 事業	治山施設の 整備	全道優先度	B1	1  2	I  II	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「森林整備保全事業計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道森林づくり基本計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のいずれかに該当するもの           <ol style="list-style-type: none"> <li>「森林整備保全事業計画」の指標である「集落を保全する山地災害危険地区解消」<del>と</del>「海岸防災林や防風林の保全」の進捗に対する貢献度の高いもの</li> <li>「事業評価における優先的配慮事項である新規要望箇所チェックリスト」20項目のうち、優先配慮事項に該当する項目でランクが高いもの、かつ主要公共施設を保全するもの</li> <li>直轄事業等との連携による効果的・効率的な整備が見込まれるもの</li> </ol> </li> </ul>
19	水産 林務部	山地治山 事業	治山施設の 整備		1  2	I  I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」における位置づけが明確なもの</li> <li>「森林整備保全事業計画」など国や道の重点施策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道森林づくり基本計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のいずれかに該当するもの           <ol style="list-style-type: none"> <li>「森林整備保全事業計画」の指標である「集落（<u>人家10戸以上</u>）を保全する山地災害危険地区解消」の進捗に対する貢献度の高いもの</li> <li>「事業評価における優先的配慮事項である新規要望箇所チェックリスト」20項目のうち、優先配慮事項に該当する項目でランクが高いもの、かつ主要公共施設を保全するもの</li> <li>直轄事業等との連携による効果的・効率的な整備が見込まれるもの</li> </ol> </li> </ul>					(道南) (道北)	A	1  2	I	



20	水産林務部	道有林野事業	健全な森林の整備と保全の推進	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「北海道森林づくり基本計画」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 (1)造林事業 ・植林、保育などの森林整備で、直接的に二酸化炭素の森林吸収量の確保につながるもの (2)林道開設事業 ・森林の二酸化炭素吸収源に対する貢献度の高いもの（利用区域内の森林整備計画(実績)面積の割合が事業着手後、10ヵ年で概ね25%以上のもの） (3)林道改良事業 ・通行不能箇所など緊急的に改良が必要で、森林整備の実施に資するもの	19	水産林務部	道有林野事業	健全な森林の整備と保全の推進	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「北海道森林づくり基本計画」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 (1)造林事業 ・植林、保育などの森林整備で、直接的に二酸化炭素の森林吸収量の確保につながるもの (2)林道開設事業 ・森林の二酸化炭素吸収源に対する貢献度の高いもの（利用区域内の森林整備計画(実績)面積の割合が事業着手後、10ヵ年で概ね25%以上のもの） (3)林道改良事業 ・通行不能箇所など緊急的に改良が必要で、森林整備の実施に資するもの (4)エゾシカ緊急対策事業 ・エゾシカによる森林被害を防止することで、森林の二酸化炭素吸収源に対する貢献度の高いもの
					2								2		
21	建設部	道路改良等事業	安心で快適な旅ができる交通ネットワークの整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)地域高規格道路、高規格幹線道路関連 (2)空港港湾へのアクセス強化 (3)防災点検要対策箇所の解消 (4)主要渋滞箇所等の対策 (5)交通不能区間や孤立集落等の解消 (6)事前通行規制区間の解消 (7)観光拠点へのアクセス強化 (8)生活幹線道路ネットワークの形成 (9)橋梁等の耐震補強 (10)他事業との連携 (11)近年の異常気象による通行規制箇所	20	建設部	道路改良等事業	安心で快適な旅ができる交通ネットワークの整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通政策総合指針」、「北海道新広域道路交通ビジョン・計画」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1)高規格道路関連 (2)空港港湾へのアクセス強化 (3)防災点検要対策箇所の解消 (4)主要渋滞箇所等の対策 (5)交通不能区間や孤立集落等の解消 (6)事前通行規制区間の解消 (7)観光拠点へのアクセス強化 (8)生活幹線道路ネットワークの形成 (9)橋梁等の耐震補強 (10)他事業との連携 (11)近年の異常気象による通行規制箇所 (12)脱炭素化の推進
				2							2				
			物流ネットワーク形成のための道路網の整備	A	1	I						1	I		
					2							2			
災害に備えた安全な道路交通環境の整備	A	1	I		1	I									
		2			2										
地域の生活環境を支える道路の整備及び保全	B1	1	I		1	I									
		2			2		II								

22	建設部	道路防雪・凍雪防止事業	冬期における安全で快適な道路交通の確保	全道優先度	B1	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「 <u>北海道交通ネットワーク総合ビジョン</u> 」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1) 防災点検要対策箇所の解消 (2) 事前通行規制区間の解消 (3) 堆雪幅の確保 (4) 凍上対策 (5) 他事業との連携 (6) 近年の異常気象による通行規制箇所	21	建設部	道路防雪・凍雪防止事業	冬期における安全で快適な道路交通の確保	全道優先度	B1	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「 <u>北海道交通政策総合指針</u> 」、「 <u>北海道新広域道路交通ビジョン・計画</u> 」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1) 防災点検要対策箇所の解消 (2) 事前通行規制区間の解消 (3) 堆雪幅の確保 (4) 凍上対策 (5) 他事業との連携 (6) 近年の異常気象による通行規制箇所 (7) <u>脱炭素化の推進</u>	
						2	II								2	II		
					A	1	I							1	I			
						2												
23	建設部	道路交通安全施設事業	安全で快適な旅ができる交通ネットワークの整備	A		1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「 <u>北海道交通ネットワーク総合ビジョン</u> 」、「 <u>第1.0次北海道交通安全計画</u> 」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1) バリアフリー化 (2) 市街地や通学路等の歩道整備 (3) 死傷事故発生箇所等の安全確保 (4) 死傷事故削減効果の高い交通安全施設等の整備 (5) 空港港湾へのアクセス強化 (6) 観光拠点へのアクセス強化 (7) 他事業との連携 (8) 通学路緊急合同点検、通学路合同点検の対策箇所	22	建設部	道路交通安全施設事業	安全で快適な旅ができる交通ネットワークの整備	A		1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「 <u>北海道交通政策総合指針</u> 」、「 <u>北海道新広域道路交通ビジョン・計画</u> 」、「 <u>北海道交通安全計画</u> 」における位置づけが明確なもの ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、2項目以上に該当するもの (1) バリアフリー化 (2) 市街地や通学路等の歩道整備 (3) 死傷事故発生箇所等の安全確保 (4) 死傷事故削減効果の高い交通安全施設等の整備 (5) 空港港湾へのアクセス強化 (6) 観光拠点へのアクセス強化 (7) 他事業との連携 (8) 通学路緊急合同点検、通学路合同点検の対策箇所 (9) <u>脱炭素化の推進</u>	
						2									2			II
					B1	1								I	1			I
						2												



27	建設部	砂防事業	洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備	A	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、3項目以上に該当するもの</li> <li>(1) 近年災害発生</li> <li>(2) 要配慮者利用施設対策</li> <li>(3) 避難路・避難地の保全</li> <li>(4) 緊急輸送道路・防災拠点の保全</li> <li>(5) 保全人家等が多い箇所</li> <li>(6) 土砂災害の危険性が高い箇所</li> <li>(7) ハード・ソフトの連携</li> <li>(8) 他事業との連携</li> </ul>	洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備	A	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、3項目以上に該当するもの</li> <li>(1) 近年災害発生</li> <li>(2) 要配慮者利用施設対策</li> <li>(3) 避難路・避難地の保全</li> <li>(4) 緊急輸送道路・防災拠点の保全</li> <li>(5) 保全人家等が多い箇所</li> <li>(6) 土砂災害の危険性が高い箇所</li> <li>(7) ハード・ソフトの連携</li> <li>(8) 他事業との連携</li> <li>(9) <b>脱炭素化の推進</b></li> </ul>
				A	2							
28	建設部	土砂災害警戒避難対策事業	自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と地域防災力の向上	A	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1) 近年噴火実績がある</li> <li>(2) 気象庁の常時観測火山</li> <li>(3) 火山活動による社会的影響が大きい</li> <li>(4) 火山噴火予知連による活動ランクが高い</li> <li>(5) 要配慮者利用施設対策</li> <li>(6) 保全人家等が多い箇所</li> <li>(7) 土砂災害の危険性が高い箇所</li> <li>(8) ハード・ソフトの連携</li> </ul>	自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と地域防災力の向上	A	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のいずれかに該当するもの</li> <li>(1) 近年噴火実績がある</li> <li>(2) 気象庁の常時観測火山</li> <li>(3) 火山活動による社会的影響が大きい</li> <li>(4) 火山噴火予知連による活動ランクが高い</li> <li>(5) 要配慮者利用施設対策</li> <li>(6) 保全人家等が多い箇所</li> <li>(7) 土砂災害の危険性が高い箇所</li> <li>(8) ハード・ソフトの連携</li> </ul>
				A	2							

29	建設部	海岸保全 施設整備 事業	洪水や土砂災害、火山噴火や 大規模地震、津波などに備えた 安全性の高い災害防止施設の 整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1) 近年災害発生 (2) 災害発生時に大きな被害が見込まれる (3) 既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された箇所 (5) 国土の大きな喪失 (6) ハード・ソフトの連携 (7) 多面的な効果が見込まれるもの (8) 他事業との連携	28	建設部	海岸保全 施設整備 事業	洪水や土砂災害、火山噴火や 大規模地震、津波などに備えた 安全性の高い災害防止施設の 整備	A	1	I	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1) 近年災害発生 (2) 災害発生時に大きな被害が見込まれる (3) 既存ストックの有効活用により効果的・効率的な整備が図られるもの (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された箇所 (5) 国土の大きな喪失 (6) ハード・ソフトの連携 (7) 多面的な効果が見込まれるもの (8) 他事業との連携 (9) <u>脱炭素化の推進</u>
			自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と 地域防災力の向上	A	2						1	2			

30	建設部	都市計画 街路事業	持続可能なコンパクトなまちづくり	全道優先度	B2	1 2	II III	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」、「第10次北海道交通安全計画」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)防災・減災機能の強化 (2)中心市街地の活性化 (3)バリアフリー化 (4)公共交通への支援 (5)観光拠点へのアクセス強化 (6)人流・物流等の交通拠点へのアクセス強化 (7)主要渋滞箇所等の対策 (8)交通安全の確保 (9)堆雪幅の確保 (10)他事業との連携
			(十勝)	B1	1 2	I II		
			災害に強いまちづくり	A	1 2	I		
			安心して快適な旅ができる交通ネットワークの整備	A	1 2	I		
			北海道新幹線の整備促進	A	1 2	I		
			物流ネットワーク形成のための道路網の整備	A	1 2	I		
			安全で安心な道路交通環境の整備	B1	1 2	I II		
			都市の活性化や生活の質の向上を図る道路網の整備	全道優先度	B2	1 2	II III	
(道南)	B1	1 2	I II					
29	建設部	都市計画 街路事業	持続可能なコンパクトなまちづくり		B2	1 2	II III	①地域重視の視点 ・「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの  ②政策重視の視点 ・「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの ・「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの ・「北海道交通政策総合指針」、「北海道新広域道路交通ビジョン・計画」、「北海道交通安全計画」における位置づけが明確なもの  ③事業効果の視点 ・次の項目のうち、3項目以上に該当するもの (1)防災・減災機能の強化 (2)中心市街地の活性化 (3)バリアフリー化 (4)公共交通への支援 (5)観光拠点へのアクセス強化 (6)人流・物流等の交通拠点へのアクセス強化 (7)主要渋滞箇所等の対策 (8)交通安全の確保 (9)堆雪幅の確保 (10)他事業との連携
			安心して快適な旅ができる交通ネットワークの整備	A	1 2	I		
			北海道新幹線の整備促進	A	1 2	I		
			物流ネットワーク形成のための道路網の整備	A	1 2	I		
			安全で安心な道路交通環境の整備	B1	1 2	I II		
			災害に備えた安全な道路交通環境の整備	A	1 2	I II		
			地域の生活環境を支える道路の整備及び保全	B1	1 2	I II		
			冬期における安全で快適な道路交通の確保	全道優先度	B1	1 2	I II	
			(釧路・根室)	A	1 2	I II		
都市の活性化や生活の質の向上を図る道路網の整備	全道優先度	B2	1 2	II III				
(道北)	B1	1 2	I II					

31	建設部	都市公園・緑地等事業	ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり	B1	1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道広域緑地計画」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、2項目以上に該当するもの</li> <li>(1) 高齢者や障がい者など誰もが利用可能となる施設整備</li> <li>(2) 冬の余暇活動の場が形成され、冬期生活環境が改善される施設整備</li> <li>(3) 災害発生時に、避難地や防災拠点として活用される施設整備</li> <li>(4) 子育て支援の場の形成</li> <li>(5) 既存施設を活用した事業効果の早期発現</li> <li>(6) 豊かな自然環境や良好な景観を活用</li> </ul>				
					2	II					
				全道優先度	B2	1		II			
					B2	2		III			
				持続可能なコンパクトなまちづくり	B1	1		I			
						2		II			
			(十勝)	B1	1	I					
					2	II					
			災害に強いまちづくり	A	1	I					
					2						
			身近な自然とふれあうことのできる公園などの整備	C	1	III					
					2						
32	建設部	下水道事業	持続可能なコンパクトなまちづくり	全道優先度	B2	1	II	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「全道みな下水道構想III」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、2項目以上に該当するもの</li> <li>(1) 下水道処理人口普及率の向上</li> <li>(2) 都市浸水対策達成率の向上</li> <li>(3) 下水汚泥の再生利用率の向上</li> <li>(4) 他事業との連携</li> </ul>			
					B2	2	III				
				(十勝)	B1	1	I				
						2	II				
				環境に配慮したまちづくり	B2	1	II				
						2	III				
			災害に強いまちづくり	A	1	I					
					2						
			リサイクル・廃棄物処理施設の整備	A	1	I					
					2						
			30	建設部	都市公園・緑地等事業	ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり	B1		1	I	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「北海道みどりの基本方針」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、2項目以上に該当するもの</li> <li>(1) 高齢者や障がい者など誰もが利用可能となる施設整備</li> <li>(2) 冬の余暇活動の場が形成され、冬期生活環境が改善される施設整備</li> <li>(3) 災害発生時に、避難地や防災拠点として活用される施設整備</li> <li>(4) 子育て支援の場の形成</li> <li>(5) 既存施設を活用した事業効果の早期発現</li> <li>(6) 豊かな自然環境や良好な景観を活用</li> <li>(7) 災害派遣活動拠点としての道立公園の使用</li> </ul>
									2	II	
全道優先度	B2	1					II				
		2					III				
持続可能なコンパクトなまちづくり	B1	1					I				
		2					II				
(十勝)	B1	1				I					
		2				II					
災害に強いまちづくり	A	1				I					
		2									
身近な自然とふれあうことのできる公園などの整備	C	1				III					
		2									
31	建設部	下水道事業	持続可能なコンパクトなまちづくり	全道優先度	B2	1	II	<p>①地域重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの</li> <li>「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの</li> <li>地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの</li> </ul> <p>②政策重視の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道強靱化計画」、「北海道創生総合戦略」における位置づけが明確なもの</li> <li>「社会資本整備重点計画」など国や道の重点政策における位置づけが明確なもの</li> <li>「全道みな下水道構想V」における位置づけが明確なもの</li> </ul> <p>③事業効果の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の項目のうち、2項目以上に該当するもの</li> <li>(1) 下水道処理人口普及率の向上</li> <li>(2) 都市浸水対策達成率の向上</li> <li>(3) 下水汚泥の再生利用率の向上</li> <li>(4) 他事業との連携</li> <li>(5) 脱炭素化の推進</li> </ul>			
					B2	2	III				
				環境に配慮したまちづくり	B2	1	II				
						2	III				
				災害に強いまちづくり	A	1	I				
						2					
			リサイクル・廃棄物処理施設の整備	A	1	I					
					2						





